

＜災害時＞マンション等での高齢者や障害のある方への支援に関するワークショップ
質疑応答

(質問1)

個人情報保護との兼ね合いはどうなっていますか。

(回答1)

災害対策基本法第49条の13(※)において、名簿情報の提供を受けた者の秘密保持義務が規定されています。

区は、マンション管理組合等に名簿情報を提供するにあたり、この条文の主旨及び内容(個人情報の取扱いに係る義務等)を説明し、名簿情報に係る秘密保持の徹底についてマンション管理組合等と協定を締結しています。この協定により、マンション管理組合等は安否確認や避難支援等以外の目的で名簿から知り得た情報を使用したり、他者に漏らしたりすることを禁じられています。

※参考

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(抜粋)

(秘密保持義務)

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。